

改正 平成30年4月1日

1 趣旨

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条、第42条の3、第45条、第47条、第49条、第54条、第54条の3、第57条、第59条、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27、第115条の33および第115条の45の7の規定ならびに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第112条の規定にもとづき、介護保険にかかるサービス提供事業者および介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、青梅市（以下「市」という。）が行う指導および監査について、基本的事項を定めるものとする。

2 指導および監査の目的

- (1) 指導は、サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付および第1号事業支給費（以下「介護給付等」という。）にかかる施設サービス、居宅サービスおよび第1号事業（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容ならびに介護給付等にかかる費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、法令、通達等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、利用者の自立支援および尊厳の保持を念頭に置いて、サービス事業者等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保および保険給付の適正化を図ることを目的とする。
- (2) 監査は、介護給付等対象サービスの内容、介護報酬の請求および業務管理体制の整備に関し、法に定める勧告、命令、指定の取消しおよび期間を定めたその効力の全部もしくは一部の停止に該当する場合または介護報酬の請求に関し、不正もしくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な処置を講ずることを主眼とし、介護給付等対象サービスの質の確保、保険給付の適正化ならびに業務管理体制の適正な整備および運営を図ることを目的とする。

3 指導および監査の対象

この要綱にもとづく指導および監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護および介護予防のための住宅改修を行う者
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者（以下「指定事業者」という。）
- (10) 前各号（第7号および前号を除く。）の特例によりサービスを行う者

4 指導の形態

指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものをいう。
- (2) 実地指導 指導の対象となるサービス事業者等の事業所において、次に掲げる指導を行うものをいう。
 - ア 一般指導 市が単独で実地指導を行うものをいう。
 - イ 合同指導 市が厚生労働省、東京都等と合同で実地指導を行うものをいう。

5 指導対象の選定基準

指導は、全てのサービス事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導対象の選定については一定の計画にもとづいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の対象は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等、指導内容に応じて青梅市長（以下「市長」という。）が選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 一般指導の対象は、毎年度国の示す指導重点事項にもとづき、市長が選定する。

(イ) 市長は、その他特に一般指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施することができる。

イ 合同指導

合同指導の対象は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から市長が選定する。

6 集団指導の実施方法等

(1) 指導通知

市長は、集団指導の対象となるサービス事業者等（以下「集団指導対象事業者」という。）を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を当該集団指導対象事業者に通知する。

(2) 指導方法

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(3) 情報提供

市長は、集団指導に欠席した集団指導対象事業者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

7 実地指導の実施方法等

(1) 指導通知

市長は、実地指導の対象となるサービス事業者等（以下「実地指導対象事業者」という。）を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該実地指導対象事業者に通知する。ただし、市長が緊急に指導が必要と認める場合には、指導の開始時に文書を提示することをもってこれに代えることができる。

(2) 指導方法

指導は、厚生労働省が定める介護保険施設等実地指導マニュアルにもとづき、関係者から関係書類等をもとに説明を求め、面談方式で行う。

(3) 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

8 実地指導の結果の通知等

(1) 指導結果の通知

市長は、実地指導の結果について、実地指導対象事業者に文書により通知する。

(2) 改善報告書の提出

市長は、前号の通知により改善を指摘するときは、実地指導対象事業者に対して改善報告書の提出を求めるものとする。この場合において、改善報告書の提出期限については、指導結果の通知を発送した日から30日以内とする。

9 調査書等の提出

市長は、実地指導等の実施に当たり、実地指導対象事業者にあらかじめ指導に必要となる書類の提出を求めることができる。

10 監査への変更

市長は、実地指導中に次に掲げる状況を確認した場合は、実地指導を中止し、ただちに次項にもとづき監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者、入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められた場合

11 監査対象の選定基準

監査は、次に掲げる情報を踏まえて、市長が指定基準違反等の確認について、必要があると認める場合に実施するものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等にもとづく情報
- (2) 東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会からの通報情報
- (4) 連合会の介護給付費適正化システムの分析結果
- (5) 法第115条の35第4項に規定する報告の拒否等に関する情報
- (6) 実地指導において確認した情報
- (7) 業務管理体制の不適正な整備および運用の状況

12 監査の実施方法等

(1) 監査通知

市長は、監査の対象となるサービス事業者等（以下「監査対象事業者」という。）を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、目的、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該監査対象事業者に通知する。ただし、市長が緊急に監査が必要と認める場合は、監査の開始時に文書を提示することをもってこれに代えることができる。

(2) 監査方法

市長は、監査対象事業者に対し、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、もしくは出頭を求め、または当該職員に関係者に対して質問させ、もしくは監査対象事業者の事業所、事務所その他介護サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行わせることができる。

(3) その他

業務管理体制の整備および運用の状況の確認等に当たっては、介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）にもとづき実施するものとする。

13 東京都への情報提供等

市長は、東京都知事（以下「都知事」という。）に指定権限がある指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設開設者、介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者、指定介護療養型医療施設開設者および指定介護予防サービス事業者について、実地検査等を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を都知事に対して行うものとする。また、実地検査等により監査対象事業者に指定基準違反等が認められたときは、文書により都知事に対し通知するものとする。

14 監査結果の通知等

(1) 監査結果の通知

市長は、監査の結果、改善を要すると認められた事項（法に規定する勧告を行う事項を除く。）について、監査対象事業者に文書により通知する。

(2) 改善報告書の提出

市長は、前号の規定により監査対象事業者に通知した事項について、改善報告書の提出を求めるものとする。この場合において、改善報告書の提出期限については、監査結果の通知を発送した日から30日以内とする。

15 行政上の措置

市長は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者または指定事業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）に指定基準違反等が認められたときは、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」または法第6章に掲げる「勧告、命令等」、「指定事業者の指定の取消し等」の規定にもとづき、次に掲げるところにより行政上の措置を講ずるものとする。

(1) 勧告

ア 市長は、地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により、基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ 前記アの規定による勧告を受けた地域密着型サービス事業者等は、市長の定めた期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 市長は、地域密着型サービス事業者等が正当な理由なく前号の勧告にかかる措置を講じなかったときは、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告にかかる措置を講ずるべきことを命ずることができる。

イ 市長は、前記アの規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ 前記アの規定による命令を受けた地域密着型サービス事業者等は、市長の定めた期限までに文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

ア 市長は、指定基準違反等の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号または第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合は、当該地域密着型サービス事業者等にかかる指定を取り消し、または期限を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

イ 市長は、前記アの規定による指定の取消し等をした場合には、その旨を公示しなければならない。

16 聴聞等

市長は、監査の結果、監査対象事業者が命令または指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合には、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定にもとづき聴聞または弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

17 経済上の措置

市長は、勧告、命令、指定の取消し等を行った場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市長は、勧告、命令、指定の取消し等を行った場合には、保険給付の全部または一部について、法第22条第3項の規定により不正利得の徴収等を行うものとする。

(2) 市長は、命令、指定の取消し等を行った場合には、地域密着型サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

18 関係機関等との連携

(1) 市長は、指導および監査に当たっては、東京都、他の保険者（法第3条に規定する保険者という。以下同じ。）および連合会との連携を図るものとする。

(2) 市長は、必要に応じて、指導および監査の実施状況等を、厚生労働省および東京都に報告するものとする。

19 その他

市長は、指導または監査結果の通知、勧告、命令、指定の取消し等を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に該当する他の保険者への情報提供を行うものとする。

20 実施期日

この要綱は、平成23年12月1日から実施する。

21 経過措置

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。